

共同生活援助事業（グループホーム）重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

事業者の名称	株式会社わおん北海道
法人所在地	北海道札幌市中央区北一条西23丁目1番47号 円山シャトー桂和301号室
電話番号	070-6405-4244
代表者氏名	岡本 丈男
設立年月日	平成30年8月14日

2. ご利用になるグループホームの概要

事業所の種類	共同生活援助事業 平成 30 年 12月 1日指定
名称 (事業所番号)	わおんグループホーム 新琴似(女性棟)／ わおんグループホーム 新琴似Ⅱ(女性棟)／ わおんグループホーム 屯田(男性棟)／ わおんグループホーム 拓北(女性棟)／ わおんグループホーム 発寒(女性棟)／ わおんグループホーム 新琴似Ⅲ(女性棟)／ わおんグループホーム 栄町(マンション型)／ わおんグループホーム 手稲(女性棟) わおんグループホーム新琴似Ⅳ(女性棟) わおんグループホーム麻生(男性棟) (0120204433)
所在地	〒001-0901 札幌市北区新琴似一条3丁目2番7号／ 〒001-0901 札幌市北区新琴似一条3丁目2番3号／ 〒002-0853 札幌市北区屯田三条3丁目2番1号／ 〒002-8062 札幌市北区拓北二条4丁目1番5号／ 〒063-0836 札幌市西区発寒16条2丁目2番32号／ 〒001-0901 札幌市北区新琴似一条3丁目2番14号／ 〒007-0838 札幌市東区北38条東16丁目3番30号SビルドN38／ 〒006-0811 札幌市手稲区前田1条8丁目7-13／ 〒001-0901 札幌市北区新琴似一条3丁目2番13号 〒007-0840 札幌市東区北四十条東4丁目3番11号

電 話 番 号	011-299-8585
管理者	青山 貴幸
サービス管理 責任者	和田 麻貴、松本 由紀
主たる対象者	精神障害者、知的障害者
定員	合計 49 人(新琴似Ⅰ～Ⅳ・拓北・手稲 各4人、屯田6人、発寒5人、栄町10人、麻生4人)
開設年月日	平成30年12月1日
事業の目的と 運営方針	共同生活援助事業（グループホーム）は、障害のある人たちが、地域で普通の暮らしができることを目的とし、その人らしい自立した生活を送り、幸せな人生を全うできるよう方向づけていく拠点として運営します。 グループホームの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。グループホームにおける支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の施設及び事業所、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的な支援に努めます。

3. 職員の体制

職員の配置

職 種	員数	区 分				常勤 換算後 の職員	保有資格
		常 勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
1 管理者(施設長)	1		1			3.6	介護福祉士 社会福祉主事任用 特別支援学校教諭
2 サービス管理責任者	2		2				
3 生活支援員	8	3		5			
4 世 話 人	18	3	2	13		8.2	
5 夜間支援体制従事者	8			8		4.0	
計	37	6	5	26		15.8	

※当事業所のケアホームでは、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定共同生活介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

4. 提供するサービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。共通するサービスの内容は下記のとおりです。

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
----	-------------------------

居室	①各居室には、蛍光灯と暖房器具と押入があります。ベッド、テレビ、タンス、カーペット、ふとんなどは、利用者の好むものを入れてください。 ②カギは本人様に預けます。部屋にあるものが壊れたら、世話人に言ってください。 ③お金など大事なものは、自分で管理してください。出来ない方は、管理者に相談してください。 ④自分の部屋は、各自の清掃道具で綺麗にしてください。 ⑤世話人や他の人は、あなたに黙って、あなたの部屋に入りません。ただし緊急時はやむを得ない時は別とします。
----	---

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
食事	①食事は、栄養のバランスやあなたの健康状態に気をつけて作ります。 ②朝ごはんは7時頃食べられるようにします。 ③夜ごはんは、18時頃食べられるようにします。 ④食べ物アレルギーがある方は管理者に言ってください。 ④料理を作ったり、料理をならべたり、後片付けを世話人と一緒にしてください。 ⑤冷蔵庫に、あなたの飲みものなどを入れてもいいですが、自分の名前を書いてください。 ⑥他の人の名前が書いてあるものを、飲んだり食べたりしないでください。
入浴	①お風呂は、良識の時間内に譲り合って入ってください。 ②シャンプーやボディソープは、各自でご準備ください。 ③入浴後は次の人が使いやすいようにきれいに洗い流して、ごみは取り除いておいてください。 ④身体や頭を洗うのを手伝って欲しい時は世話人に言ってください。
衣服などと洗濯	①着るもののことで、困っていたら世話人に相談してください。着ているものが、汚れたら洗濯してください。 ②洗濯機の使い方が分からなかったら、世話人に相談してください。自分で洗濯できない方は、世話人が手伝います。 ③着ているものが、やぶれたりして着ることができなくなったら、タンスに入れないで、世話人に相談してください。 ④シーツやパジャマは、ときどき洗濯してください。
布団	①布団は、天気の良い日に時々干すようにしましょう。 ②暑くなったり寒くなったりしたら、季節に合わせ布団をとりかえましょう。

項目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
就寝	①次の日に備えて早めに寝るようにしましょう。 ②寝ている時、身体の調子がおかしくなったら、夜勤者か、緊急連絡先に電話してください。

健康管理	身体の調子が悪くなったら、すぐに世話人に言ってください。 ②薬を飲んでいる人は、決められた時間に、決められただけ、飲むようにしてください。 ③薬のことで分からないことは、世話人に聞いてください。 ④病院へ通院している方は、医者 of 言うことを守ってください。 ⑤病院や薬局に行くとき、1人ではいけない方は世話人に相談してください。 ⑤あなたのことをよく知っている医者にグループホームの職員から相談することがあります。 ⑥世話人がいない時に、一緒に生活している人がケガをしたり、病気になったら緊急連絡先へ電話してください。
自由時間の過ごし方	①夕ご飯のあとや仕事が休みの日は、グループホームのルールの範囲内で、あなたの好きなことをして過ごしてください。 ②地域のお祭りや音楽会などがあれば、お知らせします。 ③地域のプールやスポーツ教室などの参加の仕方を教えます。 ④その他行事に参加したいときは世話人に相談してください。
外出	①一人で出掛けられない人は、世話人に言ってください。一緒に行く人をさがします。 ②時々グループホームの皆で、買い物に行くことがあります。 ③外出中に困ったことが起きた場合は、すぐに管理者に電話してください。
趣味・嗜好品	①雑誌や本は、自分のお金で買ってください。 ②お酒は、一緒に生活している人が困らないように、自分の部屋で、世話人に決められた量だけ飲めます。 ③敷地内は禁煙です。タバコ(電子含む)などの火器は火事になるといけないので、持ち込みも禁止です。

項 目	提供するサービスの内容と利用者にお願ひすること
金銭管理	①グループホームへ払うお金は、決められて日までに必ず払ってください。もし遅れる場合は、管理者に相談してください。 ②自分のものを買ったときは、自分のお金で払ってください。 ③自分がどれくらいお金をつかって、どれくらい残っているかわかるように、「お小遣い帳」を書くようにするといひでしょう。世話人がお手伝ひします。
日中活動等	①寝坊して遅刻したり、身体の調子が悪くて会社や作業所を休む時は、自分で会社や作業所に連絡してください。 ②自分で連絡する事が出来ない時は、世話人に相談してください。 ③会社や作業所で、嫌な事があつたら世話人に相談してください。
手紙や電話	①あなたにきた手紙は、そのままあなたに渡します。緊急の場合やグループホームに関する重要書類に関しては、あなたにことわってから管理者の方で開封する場合があります。 ②あなたにかかつてきた電話は、あなたが困ることになる電話(商品や宗教の勧誘など)でなければ、あなたにとりつぎます。 ③ホームにある電話を使う際には世話人に許可を得てから使ってください。 ④あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいと思えば会うことができます。

選挙・役所などの手続き	①選挙のお知らせに関する郵送物はそのまま渡します。 ②自分で選挙に出かけることが出来れば、1人で行ってください。 ③選挙に行きたいけれども、1人で行くことができない人は、世話人に相談してください。一緒に行ける人を探します。 ④役所や銀行などに1人で行くことができない人は、世話人に相談してください。 ⑤役所に提出する書類の書き方が分からない時は、世話人がお手伝いします。
火事・地震など	①グループホームにいる時に、火事や地震が起きたら、あわてないで世話人の指示に従ってください。 ②火事の時は、煙を吸わないようからだを低くして、早くグループホームの外へ逃げてください。 ③地震の時は、布団を被ったり、机の下へもぐったりして、揺れがおさまるのを待ちます。揺れがおさまってからグループホームの外へ避難してください。 ④外出中に地震が起きた場合、まわりの人に助けを求めましょう。その後で、グループホームへ連絡してください。 ⑤グループホームでは、役所や消防署の決まりに従って、火事や地震が起きた時の対処法を決めています。 ⑥グループホームでは、近所の人たちにも火事や地震が起きたとき、助けてもらうようお願いしてあります。

5. 利用料金

お支払いいただく利用料は、次のとおりです。

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金 ※別紙 1 参照

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額／応能負担）が訓練等給付費の給付対象となります。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金（利用者負担）

事業者が提供するサービスを利用される場合は、利用料金を下記のとおり利用料金がかかります。ただし、利用料金のうち訓練等給付・介護給付費から支給される部分（全体の 9 割）については、原則として、事業者が市町村から代理で受領します。

【戸建て型】

(a) 家賃 月額____, 000 円

(b) 光熱水費 月額 16, 500 円

(c) 食材料費 朝食 380 円、夕食 580 円の利用回数分（米代、調味料代等を含む）

(d) 日用品費 月額 3, 500 円（災害時備蓄品費用等を含む）

(e) 収納管理費 月額____, 000 円

(f) 町内会費 月額 150 円（除排雪費用等を含む）

【マンション型】

(a) 家賃 月額 36, 000 円

(b) 共益費（24 時間管理料）月額 4, 000 円

(c) 光熱水費 月額 9, 500 円＋実費

(d) 食材料費 朝食 380 円、夕食 580 円の利用回数分（米代、調味料代等を含む）

(e) 日用品費 月額 3, 500 円（災害時備蓄品費用等を含む）

(f) 町内会費 月額 200 円（除排雪費用等を含む）

※月途中で入退所された場合、日割りでの計算とする。

※体験時の家賃・食事代等については、日割り計算とする。

※光熱水費の実費については、入居している棟でかかった全費用を入居者全員で日割り計算

とする。なお、毎月 20 日に前月分を利用者から徴収し、残金が生じたときは、3 か月ごとに精算し、利用者にその残金を返還するものとする。

※食事をキャンセルする場合は、7 日前の朝 9 時まで(連休時は 14 日前まで)にご連絡ください。申し出のないときは、当日の夕食代と翌日の朝食代をいただく場合があります。

※食費材料費は毎食の材料費のほか、米代・調味料代・備蓄品代・イベント食費を含めています。
※その他、社会上情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

※その他の実費は毎月末に精算し、翌月請求します。(切手代など)

(3) 入居時と退去時にかかる基本的な利用料金

事業者が提供するサービスの利用開始時と利用終了時に、下記の通り利用料金がかかります。契約内容や利用状況によって金額が変わりますので、都度請求いたします。

入 居 時(利用開始前に支払う)	退 去 時(利用終了後すぐに支払う)
(a)敷金:利用家賃(共益費含む)の 1 ヶ月分。 退去経費控除後の返金あり	(a)原状回復費:経年劣化ではない傷や汚れ, 匂い等に応じて実費
(b)引っ越し:荷物の量に応じて実費	(b)引っ越し:荷物の量に応じて実費

(4) 支払い方法

①上記の利用料等は、1 ヶ月分を翌月20日までに口座振替(手数料発生)します。

②領収書を発行します。

③利用料等をご自身で銀行振り込みする場合は 1 ヶ月分を翌月20日までにお支払いください。

※振込先:北洋銀行(0501) 本店営業部(028) 普通口座 6963368

カ) ワオンホツカイドウ

6. 利用者の記録や情報の管理・開示

(1)事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

(2)利用者の個人情報については、個人情報保護法ならびに法人個人情報保護規程に則った対応をします。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意を得て情報提供します。

7. 苦情申し立てについて

苦情解決の方法	苦情担当窓口を次のとおり設置する。 窓口設置場所 札幌市中央区北1条西23丁目1-47-301号 本社事務所電話番号 070-6405-4244 ①窓口開設時間 午前9時00分から午後18時00分まで ②対応者 岡本(苦情受付責任者・苦情解決責任者) ③その他 土日祝日に関しては、電話が担当者に転送されるので、曜日関係なく対応する。
上記の方法で解決されない場合	上記の方法で解決されない場合は、 札幌市保健福祉局監査指導室監査指導課 TEL 011-211-2955

8. 重度化した場合における対応に関する方針

(1)急性期における医師や医療機関との連携体制

①施設の入居者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関の対応により、速やかに大切な処置を行います。

②入居者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった

際には、速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺ったうえで、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護師により、医療処置を行います。

ただし、協力医療機関の医師により、居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または入居者や代理人が医療機関への入院を希望する場合には、希望する医療機関への入院を調整いたします。

(2) 入院中や帰宅中におけるグループホームの居住費および食費等の取り扱いについて

入院期間中の食費は欠食とし、提供分の請求といたします。ただし、家賃・水光熱費・日用品費等は定額での請求といたします。

(3) 自殺・自傷行為、入居者間の傷害について

事業者は「自殺・自傷となりえる道具を遠ざける義務」「最低限の監視義務」は果たすが、入居者の自由を完全に抑圧することは許されず、また四六時中監視することは職員の人員面からは到底不可能であるため、自殺・自傷行為、入居者間の傷害に関して事業者は一切の責任を負いません。

共同生活援助（グループホーム）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地	札幌市 区
事業所名称	わおんグループホーム
説明者氏名	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、共同生活援助（グループホーム）の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

代理人(後見人・親権者・親族)

住 所

氏 名 印

訓練等給付費対象サービスの料金について

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。

当事業所が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を当事業所にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額といいます)。なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(1) 利用料金の計算方法

単位数×地域単価

※計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定する。

(2) 訓練等給付費対象サービス料金

訓練等給付費対象サービス料金以外に、次の特別支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用負担金が必要となります。

給付内容	単位数	自己負担額
共同生活援助サービス費 (Ⅰ) 6:1	障害支援区分1以下 171単位 障害支援区分2以下 188単位 障害支援区分3以下 297単位 障害支援区分4以下 372単位 障害支援区分5以下 456単位 障害支援区分6以下 600単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
共同生活援助サービス費 (Ⅱ) 体験利用	障害支援区分1以下 273単位 障害支援区分2以下 290単位 障害支援区分3以下 410単位 障害支援区分4以下 481単位 障害支援区分5以下 569単位 障害支援区分6以下 717単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

サービス内容	説明	自己負担額
人員配置体制加算(Ⅰ) 12:1	・区分4以上 83単位/日 ・区分3以下 77単位/日	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
夜間支援体制加算 (Ⅰ)	住居ごとの夜勤職員を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1) 夜間支援対象利用者2人以下 ・区分4以上 672単位 ・区分3 560単位 ・区分2以下 448単位 (2) 夜間支援対象利用者3人 ・区分4以上 448単位 ・区分3 373単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	・区分 2 以下 299単位	
	(3) 夜間支援対象利用者 4 人	
	・区分 4 以上 336単位	
	・区分 3 280単位	
	・区分 2 以下 224単位	
	(4) 夜間支援対象利用者5人	
	・区分 4 以上 269単位	
	・区分 3 224単位	
	・区分 2 以下 179単位	
	(5) 夜間支援対象利用者6人	
	・区分 4 以上 224単位	
	・区分 3 187単位	
	・区分 2 以下 149単位	
	(6) 夜間支援対象利用者7人	
	・区分 4 以上 192単位	
	・区分 3 160単位	
	・区分 2 以下 128単位	
	(7) 夜間支援対象利用者8人	
	・区分 4 以上 168単位	
	・区分 3 140単位	
	・区分 2 以下 112単位	
	(8) 夜間支援対象利用者9人	
	・区分 4 以上 149単位	
	・区分 3 124単位	
	・区分 2 以下 99単位	
	(9) 夜間支援対象利用者10人	
	・区分 4 以上 135単位	
	・区分 3 113単位	
	・区分 2 以下 90単位	
	(10) 夜間支援対象利用者11人	
	・区分 4 以上 122単位	
	・区分 3 102単位	
	・区分 2 以下 81単位	
	(11) 夜間支援対象利用者12人	
	・区分 4 以上 112単位	
	・区分 3 93単位	
	・区分 2 以下 75単位	
	(12) 夜間支援対象利用者13人	
	・区分 4 以上 103単位	
	・区分 3 86単位	
	・区分 2 以下 69単位	
	(13) 夜間支援対象利用者14人	
	・区分 4 以上 96単位	
	・区分 3 80単位	
	・区分 2 以下 64単位	
	(14) 夜間支援対象利用者15人	
	・区分 4 以上 90単位	

	・ 区分 3 75単位 ・ 区分 2 以下 60単位 (15) 夜間支援対象利用者16人 ・ 区分 4 以上 84単位 ・ 区分 3 70単位 ・ 区分 2 以下 56単位 (16) 夜間支援対象利用者17人 ・ 区分 4 以上 79単位 ・ 区分 3 66単位 ・ 区分 2 以下 53単位 (17) 夜間支援対象利用者18人 ・ 区分 4 以上 75単位 ・ 区分 3 63単位 ・ 区分 2 以下 50単位 (18) 夜間支援対象利用者19人 ・ 区分 4 以上 71単位 ・ 区分 3 59単位 ・ 区分 2 以下 47単位 (19) 夜間支援対象利用者20人 ・ 区分 4 以上 67単位 ・ 区分 3 56単位 ・ 区分 2 以下 45単位	
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1)夜間支援対象利用者が 4 人以下 112単位 (2)夜間支援対象利用者が 5 人 90単位 (3)夜間支援対象利用者が 6 人 75単位 (4)夜間支援対象利用者が 7 人 64単位 (5)夜間支援対象利用者が 8 人 56単位 (6)夜間支援対象利用者が 9 人 50単位 (7)夜間支援対象利用者が 10 人 45単位 (8)夜間支援対象利用者が 11 人 40単位 (9)夜間支援対象利用者が 12 人 37単位 (10)夜間支援対象利用者が 13 人 34単位 (11)夜間支援対象利用者が 14 人 32単位 (12)夜間支援対象利用者が 15 人 30単位 (13)夜間支援対象利用者が 16 人 28単位 (14)夜間支援対象利用者が 17 人 26単位 (15)夜間支援対象利用者が 18 人 25単位 (16)夜間支援対象利用者が 19 人 23単位 (17)夜間支援対象利用者が 20 人 22単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割
夜間支援体制加算 (Ⅲ)	警備会社や当該事業所の従業者等による常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。 10単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

夜間支援体制加算 (Ⅳ)	事業所単位で夜勤職員を追加配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1) 夜間支援対象利用者15人 60単位 (2) 夜間支援対象利用者16人 56単位 (3) 夜間支援対象利用者17人 53単位 (4) 夜間支援対象利用者18人 50単位 (5) 夜間支援対象利用者19人 47単位 (6) 夜間支援対象利用者20人 45単位 (7) 夜間支援対象利用者21人 43単位 (8) 夜間支援対象利用者22人 41単位 (9) 夜間支援対象利用者23人 39単位 (10) 夜間支援対象利用者24人 37単位 (11) 夜間支援対象利用者25人 36単位 (12) 夜間支援対象利用者26人 34単位 (13) 夜間支援対象利用者27人 33単位 (14) 夜間支援対象利用者28人 32単位 (15) 夜間支援対象利用者29人 31単位 (16) 夜間支援対象利用者30人 30単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
夜間支援体制加算 (Ⅴ)	事業所単位で夜勤職員を追加配置し、利用者に対して夜間及び深夜の一部時間に必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1) 夜間支援対象利用者15人 30単位 (2) 夜間支援対象利用者16人 28単位 (3) 夜間支援対象利用者17人 26単位 (4) 夜間支援対象利用者18人 25単位 (5) 夜間支援対象利用者19人 23単位 (6) 夜間支援対象利用者20人 2単位 (7) 夜間支援対象利用者21人 21単位 (8) 夜間支援対象利用者22人 20単位 (9) 夜間支援対象利用者23人 19単位 (10) 夜間支援対象利用者24人 18単位 (11) 夜間支援対象利用者25人 18単位 (12) 夜間支援対象利用者26人 17単位 (13) 夜間支援対象利用者27人 16単位 (14) 夜間支援対象利用者28人 16単位 (15) 夜間支援対象利用者29人 15単位 (16) 夜間支援対象利用者30人 15単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
福祉専門職員配置加算 (Ⅰ)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が35%以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 10単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

福祉専門職員配置加算（Ⅱ）	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が25%以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 7単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
福祉専門職員配置加算（Ⅲ）	世話人又は生活支援員のうち、常勤が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 4単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置した場合に右記の金額をご負担いただきます。 120単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
入院時支援特別加算	利用者が入院した際、病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に1ヵ月に1回を限度に右記の金額をご負担いただきます。 1. 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 561単位 2. 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
帰宅時支援加算	利用者が家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。 1. 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満の場合 187単位 2. 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 374単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき右記の金額をご負担いただきます。ただし、入院時支援特別加算をご負担頂いている場合は、適用されません。 122単位	
長期帰宅時支援加算	利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く)の日数が2日を超える場合に、当該に数を超える期間(継続して外泊しているものにあつては、外泊した初日から起算して3月に限る)について、1日につき右記の金額をご負担いただきます。ただし、帰宅時支援加算をご負担頂いている場合は、適用されません。 40単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
日中支援加算(Ⅰ)	高齢又は重度の障害者(65歳以上または障害支援区分4以上)であつて日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる場合、共同生活援助・介護においてサービスの提供を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。 1. 対象利用者が1人の場合 539単位 2. 対象利用者が2人以上の場合 270単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
日中支援加算(Ⅱ)	利用者が心身の状況等により、日中活動系サービス等を利用できない場合、共同生活援助・介護においてサービスの提供を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。 1. 対象利用者が1人の場合 区分4～6まで 539単位 区分3以下 270単位 2. 対象利用者が2人以上の場合 区分4～6まで 270単位 区分3以下 135単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算(Ⅰ)	医療的ケアを必要としない利用者に対し、看護サービスを1時間未満提供した場合に、右記の金額をご負担いただきます。 32単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算(Ⅱ)	医療的ケアを必要としない利用者に対し、看護サービスを1時間以上2時間未満提供した場合に、右記の金額をご負担いただきます。 63単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算(Ⅲ)	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であつて、看護サービスを2時間以上提供した場合に、右記の金額をご負担	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	担いただきます。 125単位	
医療連携体制加算 (Ⅳ)	医療的ケアを必要とする利用者に対して、看護職員が看護サービスを提供場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1) 対象者が1人 800単位 (2) 対象者が2人 500単位 (3) 対象者が3人以上8人以下 400単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅴ)	看護職員が事業所へ訪問し、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合に、当該看護職員1人に対所定の単位数を加算する右記の金額をご負担いただきます。 500単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅵ)	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、右記の金額をご負担いただきます。 100単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅶ)	医療機関との連携により、看護師を1名以上確保し、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 39単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
看護職員配置加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置し、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 70単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

厚生労働大臣が定める1単位の単価（地域単価）

級地	1単位の単価
1級地	11.60円
2級地	11.28円
3級地	11.20円
4級地	10.96円
5級地	10.80円
6級地	10.48円
7級地	10.24円
その他	10.00円

(3) 訓練等給付費の利用者負担の上限額について

障害福祉サービスを利用すると、原則として給付費の1割を支払っていただくこととなっていますが、所得に応じて負担額の上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） （注2） ※施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます	9,300円

一般2	上記以外	37,200円
-----	------	---------

注1 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下世帯が対象となります。

注2 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。